

新潟市水道局から 3つのお願いです。

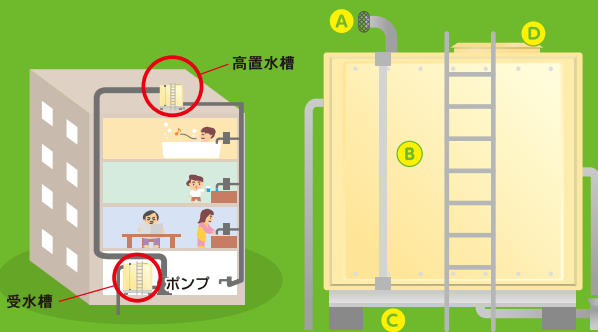
お気づきの点がございましたら、水道局各課までご連絡ください。



その1

貯水槽の清掃点検


ビル・マンションなどの建物では、水道水をいったん貯水槽に貯めてから水道を利用しています。

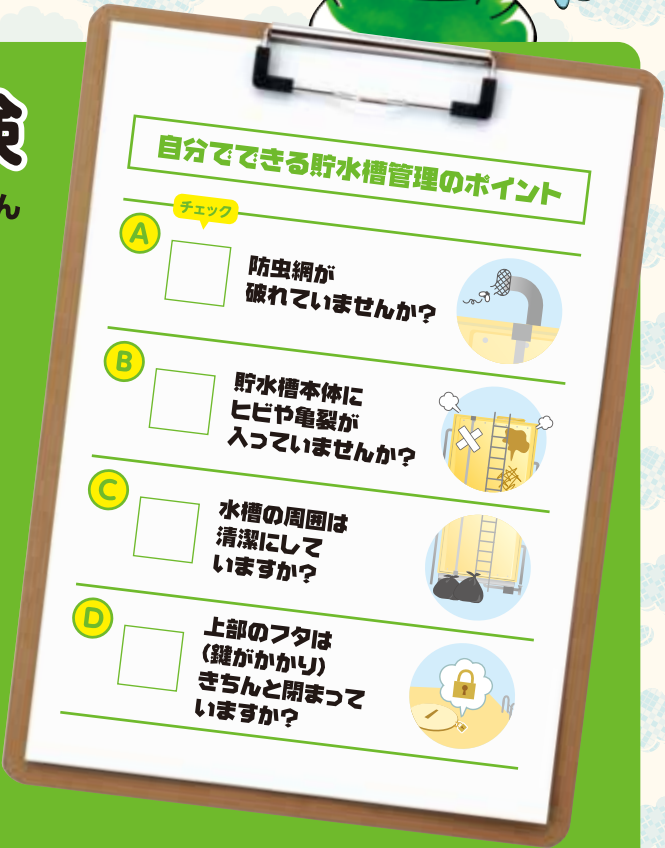


設置者の方へ

- 清掃は1年に1回以上、定期的実施してください
- 清掃は専門の貯水槽清掃業者に依頼してください
- 清掃終了後は、水質検査を行ってください

貯水槽の設備は、設置者(ビル所有者やマンション管理組合など)が管理しています。管理状況についての不明点や疑問点は、設置者にご確認ください。

お問い合わせは  0120-411-002 水道局管路課へ



その2

ニセ水道局職員・ 悪質訪問販売に注意




「水道局から来ました」、「水道局からの指示(委託)を受けて」などとあたかも水道局と関係があるかのように装ってご家庭を訪問し、水道管の清掃や浄水器の取り付けを行う悪質な訪問販売が多発しています。

水道局では、

- ★水道管の清掃
- ★依頼のない水質検査
- ★電話アンケート
- ★浄水器の取り付けや購入の斡旋

などは行っていません。不審に思われたときは、職員証の提示を求めるか水道局総務課へお問い合わせください。

お問い合わせは  0120-411-002 水道局総務課へ


その3

災害に備えて 水の確保をお願いします。

災害は避けることはできませんが、その事態に備えて最低限の準備をすることは大切です。最低限の飲み水として復旧、救援まで最低3日かかると計算した場合、1人1日3Lの使用で、3日間で9Lが目安です。ペットボトルに水道水を入れて保存する場合は、こまめに入れ替えましょう。



めやす
1人1日3L×3日分
9L

お問い合わせは  0120-411-002 水道局経営管理課へ